

津山市地域公共交通の活性化及び再生に関する協議会事務局規程

平成21年3月26日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、津山市地域公共交通の活性化及び再生に関する協議会規約（以下「規約」という。）第9条の規定に基づき、津山市地域公共交通の活性化及び再生に関する協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 事務局の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料等作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか協議会の運営に関する事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長及び必要な職員を置く。

2 事務局長は、津山市経済文化部長をもって充てる。

3 事務局員は、津山市経済文化部交通政策課の職員をもって充てる。

(先決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例または重要と認められる事項についてはこの限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入に関すること。
- (3) 現金の出納に関すること。
- (4) その他事務局運営に関する軽易な事項

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の収受、配布、保存、編集等に関する取扱いは、津山市の例によるものとする。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印は、別表のとおりとする。

2 法定協議会の公印の保管、取扱い等については、津山市の例によるものとする。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年3月26日から施行する。

別表（第 6 条関係）

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
津山市地域公共交通 の活性化及び再生に 関する協議会長の印	津山市地域公共交通 の活性化及び再生に 関する協議会長之印	てん書 横書き	方21	会長名をもつ て発する文書	1	事務局長